

令和元年 10 月 16 日
(2019 年)

伊丹市上下水道事業管理者
柳 田 尊 正 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 淳

答 申

令和元年（2019 年）5 月 10 日付け伊水経第 1060 号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

平成 29 年 12 月 20 日付けで公文書公開請求があり、平成 29 年 12 月 26 日付け公文書不存
在決定（伊水管第 1027 号）を行った「水道引込について水道局申請（道路占用申請）より個
人申請に変更した理由がわかる資料一切」に関する処分に対する審査請求に関する諮問

(別 紙)

諮問番号：平成31年度諮問第2号

答申番号：平成31年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

「水道引込について水道局申請（道路占用申請）より個人申請に変更した理由がわかる資料一切」の公文書公開請求に対し、平成29年12月26日付けで伊丹市上下水道事業管理者（以下「処分庁」という。）が行った伊水管第1027号による公文書不存在決定処分は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、伊丹市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成29年12月20日付けで、「水道引込について水道局申請（道路占用申請）より個人申請に変更した理由がわかる資料一切」に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 処分庁の決定

本件請求に対して処分庁は、「水道引込について水道局申請（道路占用申請）より個人申請に変更した理由がわかる資料一切」については、水道管引込工事に係る道路占用許可申請書の申請者の取り扱いを変更した文書資料が存在しないためとして公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年12月26日付けで審査請求人へ通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年2月15日に本件処分を不服として、「水道局申請より個人申請に変更することは重大な責任を個人に与えるのに資料がないのは違法性あり」として審査請求を提起した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

水道局申請より個人申請に変更することは重大な責任を個人に与えるのに資料がないのは違法性がある。

2 処分庁の主張の要旨

従来、水道事業管理者名で申請していたものが、給水装置工事申込者等による申請・受付が可能である旨を水道局が口頭により周知させたものであった。本件のような事案について文書作成の義務を定める規定等はないため文書は作成しておらず、道路管理者からの通知等による文書も取得していない。よって本件請求対象文書は存在しないため、処分庁が行った不存在決定処分は妥当である。

- 3 審査請求人の反論書における主張
 弁明書の内容に付き違法性がある。

第4 審査会審議等の経過

開催日	内容
令和元年(2019年) 5月10日	諮問の受理
令和元年(2019年) 6月10日	審査請求人の口頭意見陳述、第1回審議
令和元年(2019年) 7月3日	処分庁から事情聴取、第2回審議
令和元年(2019年) 7月29日	第3回審議
令和元年(2019年) 9月2日	第4回審議
令和元年(2019年) 9月30日	第5回審議

第5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求における争点は、「水道局申請（道路占用申請）より個人申請に変更した資料」に係る公文書不存在決定の妥当性であり、以下のとおり検討する。

2 水道局申請より個人申請に変更した資料に係る公文書不存在決定の妥当性について

(1) 水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具は、水道法第3条第9項により「給水装置」と定義されており、本件審査請求における水道引込とは、道路を掘削してこの「給水装置」を設置し、宅内まで水道水を引込む「給水装置工事」のことを言う。

(2) 審査請求人は、給水装置工事に伴う道路占用に係る許可申請について、その申請者名義を「水道局申請から個人申請に変更したことは、重大な責任を個人に与えるものであり、公文書が存在しないのはおかしい」と主張している。

(3) 給水装置工事に伴う道路占用に係る許可申請者の名義変更に係る経緯については、以下のとおりであった。

ア 当該申請手続きは、給水装置工事申込者等が、直接道路管理者へ申請する方法のほか、平成16年4月までは処分庁が給水装置工事申込者等から諸費を徴し、規則第7条の規定による「掘削許可」の申請を伊丹市水道事業管理者名義で行う運用を行っていた。

イ しかし、処分庁が当該給水装置工事申込者等から諸費を徴して、道路占用に係る許可申請手続きを行うことが、行政書士法に抵触する可能性があるとして、平成16年5月より伊丹市水道事業管理者名義で申請を行う運用を廃止した。その際、当該給水装置工事申込者等による申請・受付が可能である旨、処分庁において口頭により周知したとのことであった。

(4) 当審査会が処分庁に確認したところ、「規則上、道路占用許可申請者に対して特段の

制限を設けていない」との見解が伊丹市道路管理者から示されているとのことであり、給水装置申込者等が直接道路管理者へ申請することが可能である旨、口頭により周知したにとどまるため、水道局申請から個人申請に変更したとする公文書は作成していないとのことであった。

- (5) 当審査会が調査したところ、変更に係る公文書の存在を認めることはできなかった。さらに、平成 17 年にも処分庁に対して本件と同様の公文書公開請求がなされており、その当時も不存在の処分決定が行われていることに鑑みれば、現時点においても公文書は存在しないと考えられる。
- (6) 以上のことから、当該公文書を存在すると疑わせる特段の事情があるとは言えず、処分庁の説明にも不自然、不合理な点は認められない。

3 結論

したがって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会 長
菊井 康夫	弁護士	委 員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委 員
渋谷 元宏	弁護士	委 員
迫田 博幸	伊丹市人権擁護委員	委 員